

深谷市建築物耐震改修促進計画



令和8年3月

深 谷 市

目 次

第1	はじめに	1
	1. 策定の目的	1
	2. 計画策定の背景	1
	3. 計画の位置づけ	3
	4. 計画の期間	4
	5. 対象となる区域及び建築物	4
第2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	11
	1. 深谷市における地震被害の想定	11
	2. 建築物の耐震化の現状	13
	3. 建築物の耐震化の目標	14
第3	建築物の耐震化を促進するための方策	16
	1. 耐震化に向けた役割分担	16
	2. 促進体制	17
	3. 支援制度	17
	4. 地震時の安全対策に係る取組み	19
	5. 優先的に耐震化すべき建築物	19
第4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する意識の啓発及び知識の普及	20
	1. 情報提供及び相談体制の整備	20
	2. 地震保険	20
第5	計画達成に向けて	21

第1 はじめに

1. 策定の目的

深谷市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

2. 計画策定の背景

本計画の策定等に至るまでの主な経過は表1のとおりである。

表1 本計画策定等に係る主な経過

年月日	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	最大震度7
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	平成16年新潟県中越地震	最大震度7
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標設定
平成22年3月	深谷市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標設定
平成23年3月	平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度7
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化

平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を明示
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定 深谷市建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標設定
平成 28 年 4 月	平成 28 年熊本地震	最大震度 7 (2 回記録)
平成 30 年 6 月	平成 30 年大阪府北部の地震	最大震度 6 弱
平成 30 年 1 2 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 3 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定 深谷市建築物耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標設定
令和 3 年 1 2 月	国の基本方針の改正	令和 1 2 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7 年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和 6 年 1 月	令和 6 年能登半島地震	最大震度 7
令和 7 年 7 月	国の基本方針の改正	令和 1 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 1 2 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示
令和 8 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定 深谷市建築物耐震改修促進計画改定	令和 1 2 年度までの耐震化率の目標設定

3. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

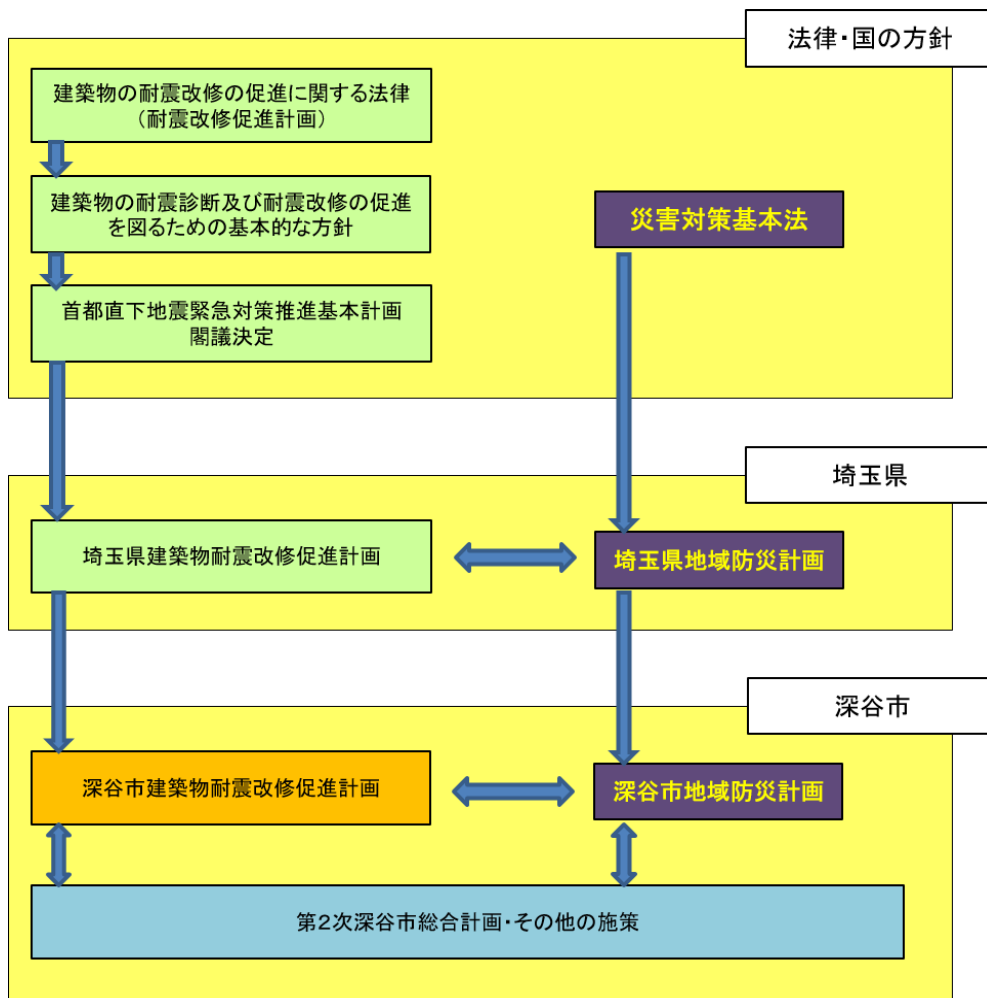
耐震改修促進法では、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画策定を市町村の努力義務としています。地震災害から市民を守り安全確保することは、行政としても重要な責務です。このため、耐震改修促進法に基づき、国土交通大臣の定める基本方針及び県計画を勘案し、本計画を定め、建築物の耐震化の促進に努めます。

(2) 深谷市の施策上の位置づけ

深谷市では、平成30年3月に策定した「第2次深谷市総合計画」において、「安心とやすらぎを感じられるまち」を目標に掲げ、消防・救急体制の充実、防犯体制の強化、空き家対策など災害に強いまちづくりを推進しています。

また、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)に基づき、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする「深谷市地域防災計画」を平成20年3月(令和4年2月改訂)に策定し、災害に強いまちづくりを目指しています。

本計画は、これらを勘案し、震災被害の軽減対策の中で最も効果的な建築物の耐震化を促進するための計画として定めるものです。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、国の施策において示される令和12年度を目標年度とし、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、本計画の目標年次である令和12年度以降も引き続き耐震化を促進するとともに、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化、法令等の改正、財政状況を勘案し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

5. 対象となる区域及び建築物

- ・本計画の対象区域は、深谷市全域とします。
- ・また対象とする建築物は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着手したもの）で建てられた以下に示す建築物とします。

■【対象建築物】

種 類		内 容
住 宅		戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含むすべての居住世帯のある住宅
建 築 物	多数の者が利用 する建築物	① 耐震改修促進法第14条第1号 学校、集会所、社会福祉施設など多数の者が利用する建築物
	その他の建築物	② 耐震改修促進法第14条第3号 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (住宅を含む)

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおりとします。

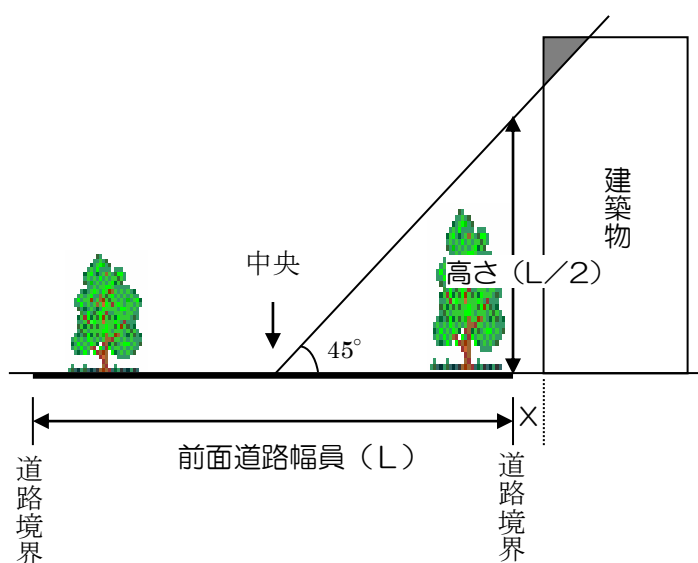
法	用 途	規 模
14 条 第 1 号 耐 震 改 修 促 進 法	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」）	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上

老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	
小学校等以外の学校	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	
事務所	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000 m ² 以上

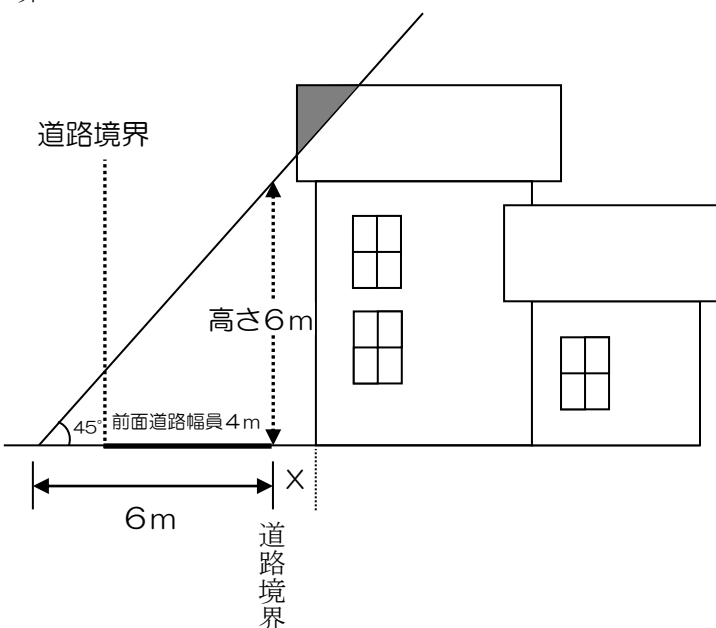
② 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、下記の「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員の $1/2$ 、前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6m）を加えたものを超える建築物とします。

耐震改修促進法第 14 条第 3 号（施行令第 4 条）に基づく通行障害建築物



前面道路幅員 (L) が 12m を超える場合
道路境界から X m 離れた地点の高さが
($L/2 + X$) を超える建築物



前面道路幅員が 12m 以下の場合
道路境界から X m 離れた地点の高さが
($6\text{m} + X$) を超える建築物

●地震発生時に通行を確保すべき道路

■地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路、密集市街地内の道路等があります。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないことがない様、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

このうち、緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から本計画における地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。

指定路線は、埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び深谷市指定の緊急輸送道路とします。

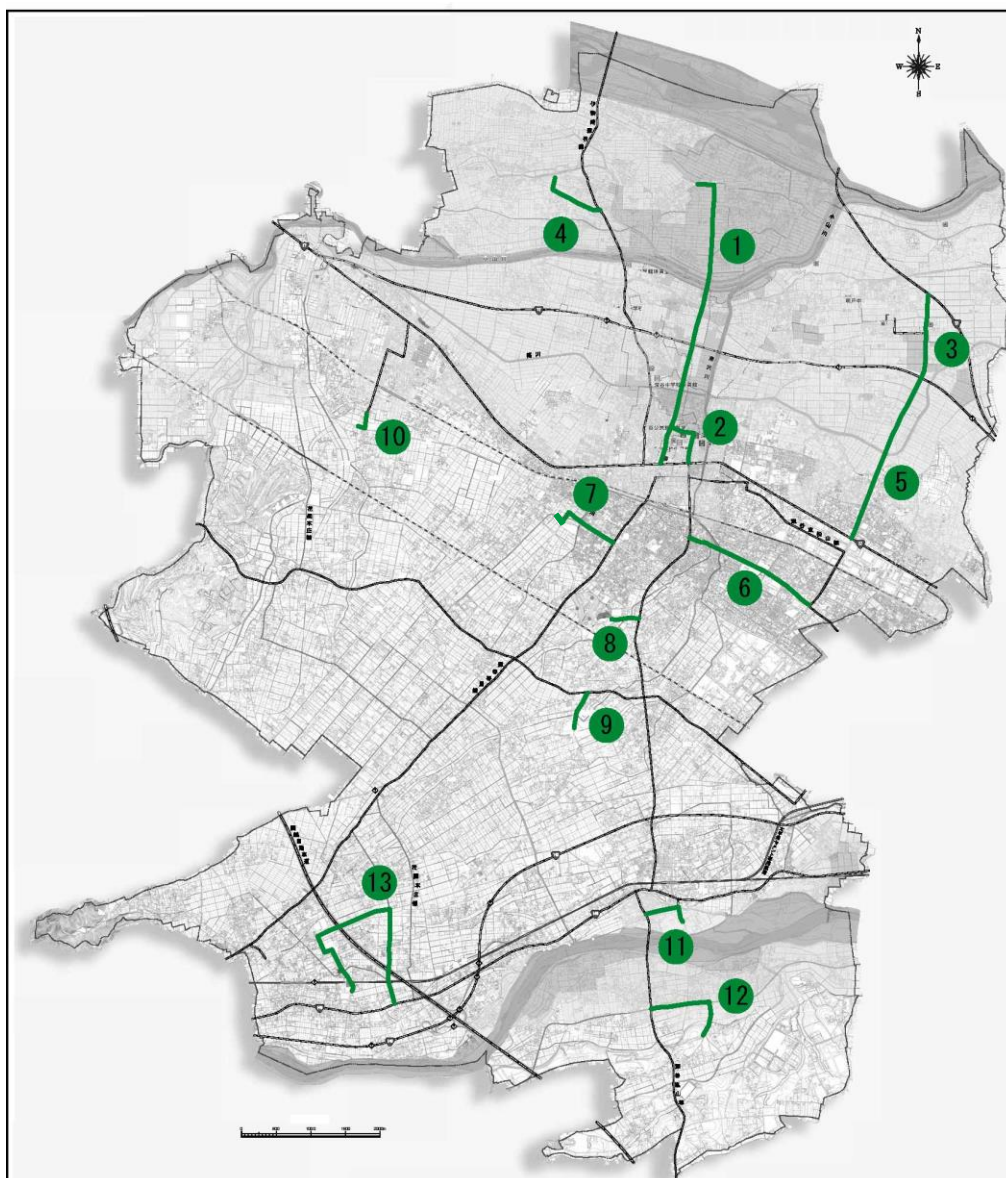
なお、第一次特定緊急輸送道路とは、高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路です。第一次緊急輸送道路は、地域間の支援活動としてネットワークされる主要道路、第二次緊急輸送道路は、地域内の防災点（市庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する道路です。

■県指定緊急輸送道路一覧

番号	路線名	指定内容	番号	路線名	指定内容
①	国道 17 号	第一次特定	⑰	関越自動車道	第一次特定
②	国道 17 号深谷バイパス	第一次特定	⑱	国道 140 号	第二次
③	国道 17 号上武道路	第一次特定	⑲	市道 D-308 号	第二次
④	国道 140 号（バイパス）	第一次特定	⑳	市道 N-122 号	第二次
⑤	国道 17 号	第一次	㉑	市道幹 54 号	第二次
⑥	主要地方道伊勢崎深谷線	第二次	㉒	市道幹 2 号	第二次
⑦	主要地方道深谷東松山線	第一次	㉓	市道幹 38 号	第二次
⑧	主要地方道深谷寄居線	第二次	㉔	市道幹 39 号	第二次
⑨	主要地方道深谷嵐山線	第二次	㉕	国道 140 号	第二次
⑩	主要地方道深谷嵐山線	第二次	㉖	県道菅谷寄居線	第二次
⑪	主要地方道熊谷児玉線	第二次	㉗	北武蔵広域農道	第二次
⑫	県道小前田児玉線	第二次	㉘	市道幹 127 号	第二次
⑬	県道新野岡部停車場線	第二次	㉙	市道幹 146 号	第二次
⑭	県道針ヶ谷岡線	第二次	⑳	市道 I-125 号	第二次
⑮	市道幹 2 号	第一次	㉑	市道幹 3 号	第二次
⑯	国道 254 号	第一次特定	㉒	市道幹 60 号	第二次

■深谷市指定緊急輸送道路一覧

番号	路線名	番号	路線名
①	市道幹1号(市役所西通り線)	⑧	市道H-319号
②	市道幹25号(北通り線)	⑨	市道幹10号
③	市道幹51号	⑩	県道針ヶ谷岡線・市道幹3号(コスモス街道)
④	市道幹14号・A-363号	⑪	市道幹86号・市道Q-576号
⑤	県道弁財深谷線	⑫	主要地方道熊谷寄居線・市道幹95号
⑥	市道幹39号(日赤通り)	⑬	主要地方道花園本庄線・市道幹2号・市道幹127号・市道幹130号・市道幹146号
⑦	市道幹3号(南通り線)・幹41号・市道G-365号		



深谷市指定緊急輸送道路（令和4年2月 深谷市地域防災計画より）

●耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の指定等

平成30年7月に、九都県市※6が広域的な観点から連携して緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進させていくため、「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」が設置されました。同月、本協議会は、緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため、沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線（以下、「連携路線」という）を選定しました。（下図）

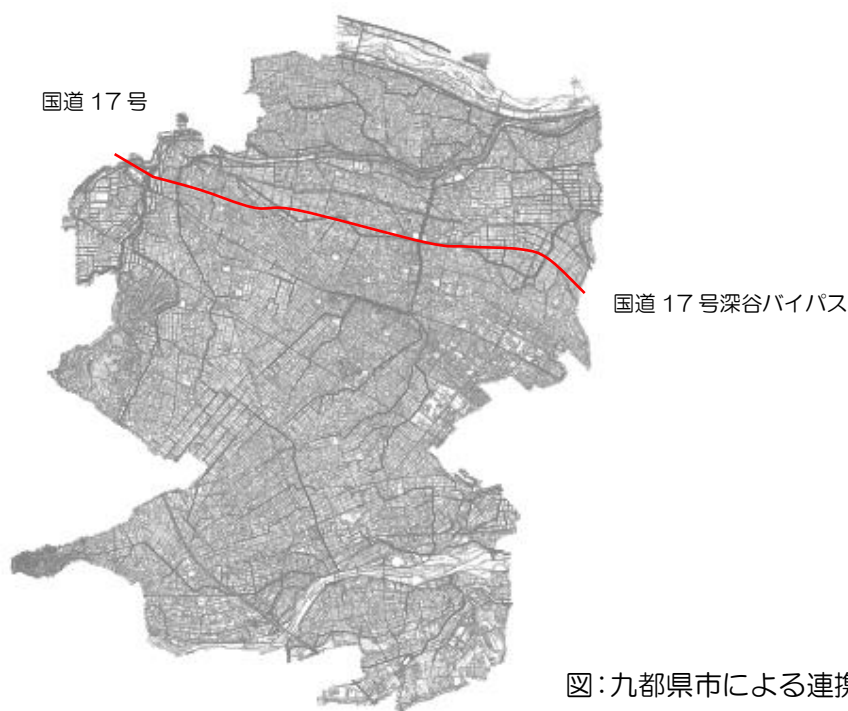
そこで、深谷市は連携路線の沿道にある緊急輸送道路閉塞建築物※7の耐震化を一層促進するため、耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づき耐震診断の義務付けに必要な事項を定めます。

・耐震診断を義務付ける路線の指定

連携路線のうち、深谷市内区間を、緊急輸送道路閉塞建築物に耐震診断を義務付ける路線（以下、「義務付け路線」という）として指定します。（下図）

・耐震診断結果の報告期限の設定及び公表

義務付け路線を閉塞するおそれのある建築物（要安全確認計画記載建築物）の所有者は、所管行政庁※8に対して耐震診断結果を報告する期限を令和4年3月末までとして報告を義務付けております。なお、耐震改修促進法第9条の規定に基づき、九都県市※6において耐震診断結果を公表しております。



図：九都県市による連携路線（市内）

※6 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の5政令市

※7 【対象建築物】②地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

※8 建築行政において権限を有する特定行政庁である県及び市

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

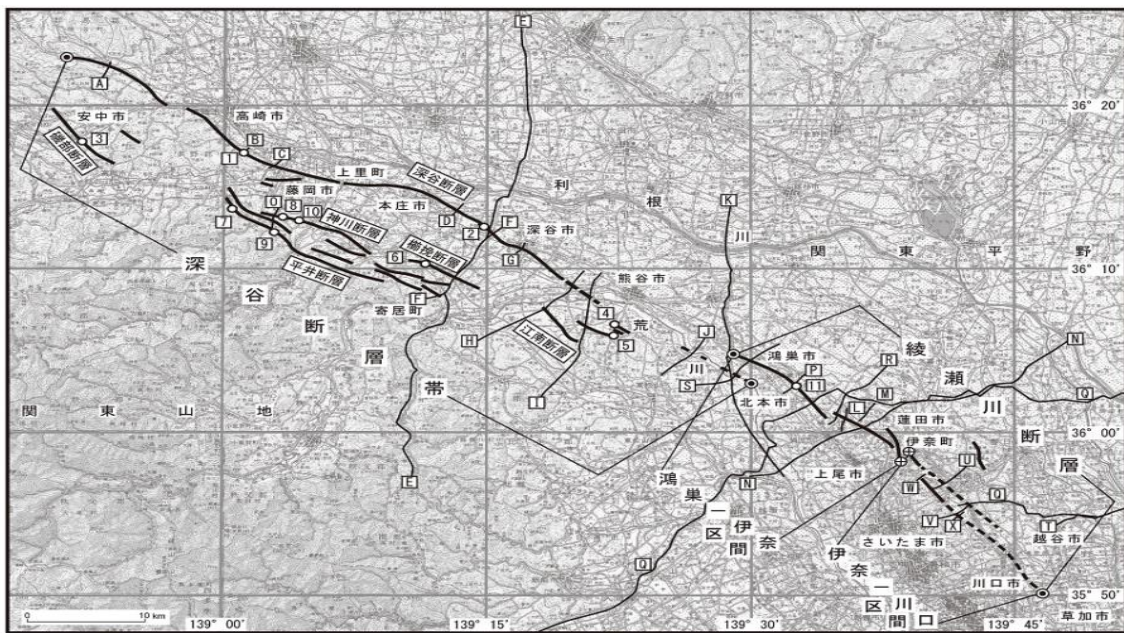
1. 深谷市における地震被害の想定

想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 深谷市の活断層

本市には、深谷断層帯にある深谷断層と櫛挽断層があります。

■深谷市近傍の震源位置



1：根小屋地点 2：善濟寺地点 3：磯部地点 4：橋井地点 5：丸山地点 6：用土地点 7：中原地点 8：矢場地点 9：保美地点 10：本郷地点 11：北本地点
A-X：反射法弾性波探査測線
A-C：文献30 D：文献23 E：文献18 F：文献35 G：文献22 H：文献37 I：文献5
J：文献36 K：文献9 L：文献21 M：文献2 N：文献10 O：文献3 P：文献6
Q：文献18 R：文献38 S：文献39 T：文献24 U：文献21 V：文献21
W：文献2 X：文献2
●：断層帯の北西端と南東端 ⊕：活動区間の端部
断層の位置は文献3、7、11、16、20、29、31、32に基づく。基図は国土地理院発行
数値地図200000「長野」「宇都宮」「甲府」「東京」を使用。

資料) 地震調査研究推進本部「深谷断層帯・綾瀬川断層(関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯)の長期評価(一部改訂)」平成27年4月

(2) 深谷市近傍の断層を震源域とする地震

政府・地震調査研究推進本部では、深谷断層帯・綾瀬川断層(関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯)について、長期評価を行っていますが、このうち、深谷市近傍の断層を震源域とする地震は、深谷断層、神川断層、櫛挽断層、平井断層等を震源とする地震があげられます。

長期評価によると、深谷断層帯は深谷断層、磯部断層等から構成され、長さ約69kmの可能性があり、深谷断層帯では、マグニチュード7.9程度、ずれの量は5m程度の地震が発生する可能性があるとしてされています。

地震調査研究推進本部や県の情報を参考に、市に大きな影響が生じるおそれがある深谷断層帯と綾瀬川断層を一体の断層帯とした「関東平野北西縁断層帯地震」を想定地震としました。

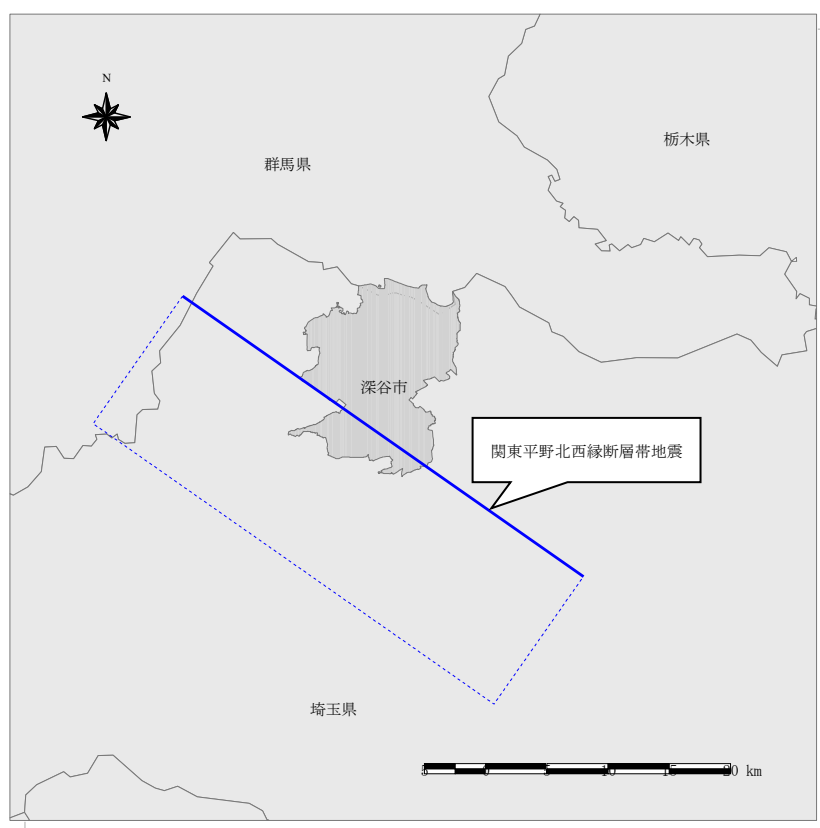
想定地震の震源断層諸元を以下に示します。

■ 想定地震の断層諸元と想定震源位置図

項目	想定地震	関東平野北西縁断層帯地震
マグニチュードM		8.1
モーメントマグニチュードMw		7.4
断層長さL (km)		38.0
断層幅W(km)		20.0
断層上端の地震基盤上面からの深さd (km)		5.0
走向 θ (°)		121.0
傾斜 δ (°)		60.0
断層位置		深谷区間

資料) 埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」

■ 想定地震位置図



2. 建築物の耐震化の現状

2-1 住宅の耐震化の現状

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正されました。さらに昭和56年6月に宮城沖地震（昭和53年）を教訓に、耐震設計法が抜本的に見直され、耐震基準が大幅に改正されました（以下「新耐震基準^{※1}」という。）。その結果、新耐震基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少ない状況となっています。本市の住宅は約56,000棟あり、そのうち旧耐震基準で建築された住宅は約11,000棟であり全体の約20%を占めています。

■建築時期別、構造別の家屋数

築年	一戸建て住宅（棟）			長屋・共同住宅等（棟）			合計 （棟）
	旧耐震	新耐震	小計	旧耐震	新耐震	小計	
棟数	10,054	32,566	42,620	617	13,023	13,640	56,260

資料）総務省統計局 令和5年住宅・土地統計調査

※1 この新耐震基準によって建設された建築物は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも被害が少なかったという実績があります。本計画においては、昭和56年5月31日以前の建物と昭和56年6月1日以降の建物に分け、前者を「旧耐震建築物」、後者を「新耐震建築物」として取扱います。

■深谷市における耐震性のある住宅の割合

分類	新耐震住宅 ①（耐震性あり）（棟）	旧耐震住宅			耐震性のある住宅④ （①+③） （棟）	合計⑤ （①+②） （棟）	耐震性のある住宅の割合 （④/⑤）
		総数② （棟）	耐震性なし （棟）	耐震性あり ③（棟）			
一戸建て住宅	32,566	10,054	3,316	6,738	39,304	42,620	92.2%
長屋・共同住宅等	13,023	617	214	403	13,426	13,640	98.4%
計	45,589	10,671	3,530	7,141	52,730	56,260	93.7%

資料）総務省統計局 令和5年住宅・土地統計調査

2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する建築物」の耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び旧耐震建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）は市有建築物と民間建築物を併せて 95.2%となっています（令和 7 年 3 月 31 日時点）。

■深谷市における耐震性のある多数の者が利用する建築物の割合

	市有建築物（棟）	民間建築物（棟）	合計（棟）
B 新耐震建築物	43	169	212
旧耐震建築物	44	36	80
C 耐震性あり	42	24	66
D 耐震性なし	2	12	14
A 合計	87	205	292
耐震化率{(B+C) / A}	97.7%	94.1%	95.2%

資料）建築住宅課調査による（耐震改修促進法第 14 条第 1 号建築物）

3. 建築物の耐震化の目標

（1）住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

国の基本方針及び現状の進捗状況を踏まえ、住宅については、令和 12 年度までの耐震化率の目標を 95%とします。

多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物については、令和 12 年度までに 100%の耐震化を達成することを目的とし、民間建築物についてはおおむね解消を目標とします。

		現計画の目標 令和 7 年度	改定後の目標 令和 12 年度	令和 6 年度
住宅		95%	95%	93.9% ※
多数の者が利用 する建築物	市有建築物	100%	同左	97.7%
	民間建築物	おおむね解消	同左	94.1%

※ 総務省統計局 令和 5 年住宅・土地統計調査からの推計値

（2）地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路沿道の建築物については、県が主体となり耐震化を進めていきます。

(3) 多数の者が利用する建築物（市有建築物）

旧耐震基準で建築され、耐震改修促進法に規定された多数の者が利用する建築物（市有建築物）については、それぞれの施設の重要性、耐震性能を勘案し、緊急性の高い施設から順次計画的に耐震化を推進していきます。

第3 建築物の耐震化を促進するための方策

1. 耐震化に向けた役割分担

耐震化促進のためには、深谷市、県及び住宅・多数の者が利用する建築物等の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）が以下のような役割分担の下に的確に対応していくことが重要となります。

1-1 深谷市の役割

深谷市は、県と連携しながら、地域住民と一体となった地震防災対策の取組みや、地域の自主防災組織等との協力により、以下の施策に取組みます。

- ① 本計画の策定
- ② 市有建築物の計画的な耐震化
- ③ 防災マップを活用した住民の意識啓発、災害への備えの促進
- ④ 県と連携した住宅・建築物の耐震化の促進
- ⑤ 自治会、各種地域団体を通じた普及啓発活動
- ⑥ 広報ふかや、市ホームページを活用した普及啓発活動
- ⑦ 相談窓口の開設
- ⑧ 補助制度活用による普及啓発活動

1-2 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、市と連携しながら耐震診断、耐震改修及び防災対策等（地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、地域連絡体制の構築等）を自らの問題または地域の問題として意識し、防災対策に取り組むことが重要です。

また、自らの生命や財産、施設利用者の安全を守るためには、以下のような点を踏まえ、自ら行動することも重要となります。

- ① 改修による被害の軽減、生命・財産の保護
- ② 震災後の生活空間の確保
- ③ 震災後の地域協力体制の確保
- ④ 地域防災活動への積極的な参加
- ⑤ 家具転倒防止策等による室内での震災事故防止
- ⑥ 窓ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等による第三者への危害防止
- ⑦ エレベーターの閉じ込め防止対策

2. 促進体制

2-1 耐震化促進の体制整備

住宅・多数の者が利用する建築物等の耐震化促進のためには、深谷市と関係各機関、団体等が適切に連携して、相談、指導、助言ができる体制を整備することが重要となります。

(1) 埼玉県との連携

埼玉県が実施する耐震化促進の取組み（各種支援策、啓発イベント等）を活用しながら、その情報提供や、制度の活用及びイベントへの参加促進を図ります。

(2) 公共施設管理者間の連携

公共施設の耐震改修工事を実施する場合は、同じ役割を担う施設（避難所に指定されている施設等）が確保できることを確認し、施設間で補完体制を確認しながら実施していきます。工事期間中にその代替施設として期待される公共施設については、その管理者と連携し、不測の事態に備えた体制を整備します。

(3) 「彩の国既存建築物地震対策協議会」の取組みの拡充

彩の国既存建築物地震対策協議会の活動やイベントに参加し、必要な情報を収集し市民の地震に対する知識の普及・啓発に努めます。

2-2 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

住宅や民間施設の耐震診断等が必要であるかどうか、耐震改修に関する支援措置等に関する相談窓口を開設し、市民及び施設所有者の相談に対応しています。また、広報ふかや及び深谷市ホームページに窓口開設に関する情報を提供します。

3. 支援制度

(1) 耐震改修等事業

- ・国は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための補助事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を創設しています。
- ・県は、民間建築物で病院や学校などの多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するために「埼玉県建築物耐震改修等事業」を創設しています。
- ・市では、国の補助制度を活用し、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断及び耐震改修にかかる補助制度を創設し、耐震改修等に係る費用面での支援を行っています。

(2) 住宅の耐震化

① 木造無料簡易耐震診断制度

市では、昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅で2階建て以下のものを主な対象建築物として、簡易的な耐震診断を無料で行っていきます。

診断の結果、耐震化が必要とされた旧耐震基準の住宅には、耐震診断及び耐震改修の重

要性の説明と併せ、耐震化に対する補助制度を紹介し、所有者等に耐震化の必要性を認識してもらい自ら耐震化を図るように指導しています。

② 深谷市住宅耐震診断補助制度（令和12年度まで）

平成21年度より実施。昭和56年5月31日以前に着手した一戸建ての住宅または併用住宅で、2階建て以下の木造在来軸組工法または木造枠組工法により建築されたもので、専門家による詳細な耐震診断を実施するものに対して補助するものです。

平成24年度より長屋・共同住宅等の補助も実施。

③ 深谷市住宅耐震化補助制度（令和12年度まで）

平成21年度より実施。昭和56年5月31日以前に着手した一戸建ての住宅または併用住宅で、2階建て以下の木造在来軸組工法または木造枠組工法により建築されたもので、専門家による診断で改修が必要とされた住宅の耐震改修に対して補助するものです。

平成24年度より長屋・共同住宅等の補助も実施。

④ 深谷市ブロック塀撤去等補助制度（令和12年度まで）

平成30年度より実施。道路に面している高さ1.2mを超えるコンクリートブロックの塀又は組積造の塀を撤去等する場合に対して補助するものです。

⑤ 深谷市耐震シェルター等の設置に対する補助制度（令和12年度まで）

平成28年度より実施。昭和56年5月31日以前に着手した地上2階建て以下の木造住宅（長屋、共同住宅を含む）または併用住宅に「耐震シェルター」や「防災ベッド」を設置する費用の一部を補助するものです。

⑥ 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化支援制度の検討

市内には多数の者が利用する建築物（民間建築物）が数多く存在し、経済活動を行う上で大きな役割を果たしています。そのために市民の生命、財産の保護と経済活動における被害の低減を図る必要があります。多数の者が利用する建築物（民間建築物）についても旧耐震基準で建築されたものを対象に県の支援制度の活用促進を図ります。

（3）耐震改修に係る融資制度

県内3金融機関で設けている、耐震診断や耐震改修の実施に当たり通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やりフォームに関する融資制度について、県と適切な役割分担のもと周知を図ります。

4 地震時の安全対策に係る取組み

(1) 各種落下物対策

地震時において、建築物全体の倒壊だけではなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えるおそれがあります。このような被害を防止するために、建築物における落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう建物所有者、管理者等に注意喚起を行います。

(2) ブロック塀等の倒壊防止策

地震時において、ブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐおそれがあります。ブロック塀等の所有者に、注意喚起及び適正な維持管理の周知、ブロック塀等の安全性向上のため補助制度の普及啓発を行います。

(3) エレベーターの閉じ込め等防止対策

地震時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事故が問題となっています。市及び県は、建築基準法による定期報告制度を活用し改修等の指導を行い、所有者等に対し地震時のリスクなどの周知を行ないます。

5 優先的に耐震化すべき建築物

- ・ 安全性を確保する必要性が高い、災害発生時において災害対策施設、救援、避難施設の拠点となる庁舎、消防署、公民館、学校及び体育館等の建築物
- ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で倒壊の恐れのある建築物
- ・ 旧耐震基準の木造住宅

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

意識の啓発及び知識の普及

1. 情報提供及び相談体制の整備

(1) 市は、パンフレットの配布や無料住宅相談窓口、その他種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法の周知や支援の内容・手続きの紹介など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、広報誌、インターネット等を通じて注意喚起を行っていきます。

(2) 市は、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うため、各種パンフレット等を窓口等に常備し配布します。

(3) 県で想定した「震災予防のまちづくり点検マップ」をもとに市民が居住地域の危険度を点検することを推進していきます。また、本市において発生する恐れのある地震について、地盤の揺れやすさ、建物倒壊の危険性、液状化などの被害想定をまとめた地震ハザードマップも併せて活用し、耐震化の必要性等の周知を行っていきます。

(4) 市は、地域における自主防災訓練等でも、旧耐震基準の建物の危険性や耐震化の必要性について周知に努めます。

2. 地震保険

地震による損害を補償する地震保険の加入率は、全国平均で約 35.4%（令和6年度末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、地震保険への加入を促進する必要があります。このため、市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容や地震保険料の所得控除（地震保険料控除）等についての情報提供に努めます。

第5 計画達成に向けて

本計画の確実な実施により、深谷市における住宅・多数の者が利用する建築物等の耐震化が促進されるよう、以下の取組みを行います。

- ① 耐震化を促進することが重要な市有建築物については、耐震化が本計画に沿って円滑に進んでいるか進捗状況を定期的に確認します。
- ② 住宅については、ホームページや広報等を活用し地震や耐震改修について周知することで耐震化の促進を図ります。
- ③ 民間建築物については、県と連携して指導・助言を進め、耐震診断などの実施状況を確認し、耐震改修を促進します。

本計画による諸事業の実施は、令和12年度を目標とし、国や県の施策の動向や、社会情勢、財政状況を勘案し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。